

「セルテクト錠 30」「セルテクトドライシロップ 2%」
経過措置期間終了についてのお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2018年8月末日に販売を終了いたしましたアレルギー性疾患治療剤「セルテクト錠 30」及び「セルテクトドライシロップ 2%」の経過措置期間が本年3月末日をもって終了し、薬価基準より削除となります。

ご迷惑をおかけし、誠に恐縮ではございますが、何卒ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

品名	包装	統一商品コード	経過措置期限
セルテクト錠 30	[PTP] 100錠	057 53733 7	2019年3月末日
	[PTP] 500錠	057 53734 4	
	[バラ] 500錠	057 53739 9	
セルテクトドライシロップ 2%	[分包] 0.25g×200包	057 53742 9	2019年3月末日
	[分包] 0.5g×100包	057 53743 6	
	[バラ] 100g	057 53740 5	
	[バラ] 500g	057 53741 2	